奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十六日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県立飛鳥京跡苑池管理運営規則

(趣旨)

第 理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 六号) 第三条の 一条 この規則は、奈良県立飛鳥京跡苑池条例 規定に基づき、 奈良県立飛鳥京跡苑池 (平成二十八年三月奈良県条例第七十 以下 「苑池」 という。 \mathcal{O}

(開館時間)

第二条 前九時から午後五時までとする。 苑池に設置する休憩舎 (次条におい て 「休憩舎」 という。 \mathcal{O} 開館時間 は 午

(休館日)

第三条 休憩舎の休館日は、 十二月二十八日 から翌年の __ 月 兀 日まで \mathcal{O} 日とする。

(開館時間の変更等)

第四条 を変更し、 教育長は、 又は臨時に休館することができる。 必要があると認めるときは、 前二条 \mathcal{O} 対規定に カコ か わ らず、 開館 詩間

(利用者の制限)

第五条 次の各号に掲げる者は、 苑池を利用することができな

- 酩酊者等他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めら れる者
- 善良な風俗を害し、 又は秩序を乱すおそ れ があると認めら ħ る者

(苑池の秩序維持)

第六条 苑池の利用者は、 苑池内におい 7 次 に掲げ る行為をし て は なら

- 一指定の場所以外で喫煙すること。
- 施設、 設備若しくは備品を汚損し、 又は破壊すること。
- 公共の安全、 衛生又は風紀上障害となる行為をすること。
- 匹 その他教育長の指示に従わず、 苑池内の秩序を乱す行為をすること。
- 2 対し、 教育長は 苑池 0 利用を制限し 前項各号のいずれかに該当する行為を行 若し くは停止 Ļ 苑池 からの退去を命じ、 い 又はそのおそれのある者に 又は苑池 . の利

用を一定期間禁止することができる。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、苑池の管理及び運営に関し必要な事項は、教育

長が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月二十七日から施行する。